

# 後期高齢者医療制度

## 平成22年度の保険料と医療費通知について

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成22・23年度は新しい保険料率になります。

### ■平成22・23年度の保険料率■

<b>均等割</b> 【1人当たりの額】 <b>44,192円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (所得-33万円) × <b>10.23%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> 【100円未満切捨て】
---	---	---	---	-------------------------------

平成22年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

- 1年間の保険料の上限額は50万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

### ■保険料の軽減■



保険料のお支払い方法を口座振替に変更できます。変更をご希望される方は、保険証、通帳、お届け印をお持ちになり国保賦課徴収係までお申し出ください。

#### ◆均等割の軽減（年額）

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前（年額）	軽減後（年額）
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	<b>9割軽減</b>	44,192円	<b>4,400円</b>
33万円	<b>8.5割軽減</b>	44,192円	<b>6,628円</b>
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません。	<b>5割軽減</b>	44,192円	<b>22,096円</b>
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	<b>2割軽減</b>	44,192円	<b>35,353円</b>

(例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方 ※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

168万円 (年金収入)	-	120万円 (公的年金等控除額)	-	15万円※ (特別控除額)	=	33万円 (軽減判定の所得)	➡	<b>8.5割軽減</b>
-----------------	---	---------------------	---	------------------	---	-------------------	---	---------------

#### ◆所得割の軽減（年額）

- 加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	<b>5割軽減</b>

#### ◆被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

均等割	<b>9割軽減 (年額4,400円)</b>	所得割	<b>かかりません</b>
-----	----------------------------	-----	---------------

#### ●問合せ先●

■北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
☎011-290-5601

■赤平市役所市民生活課  
保険料について…国保賦課徴収係  
資格・給付について…医療保険係  
☎32-2214

## ■ 保険料の減免 ■

災害などで重大な損害を受けたときや失業その他特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料が減免となる場合があります。詳しくは、国保賦課徴収係へお問合せください。

## ■ 年間保険料額の例(年金収入のみの例) ■

例として掲載したもので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

### ◆ 単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	9割		4,400円
153万円	8.5割		6,600円
168万円	8.5割	5割	14,300円
180万円	2割	5割	49,200円
211万円		5割	74,000円
250万円			143,900円

### ◆ 夫婦2人世帯(2人とも加入者)で 妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成22年度 年間保険料
80万円	夫妻	9割		4,400円
	妻	9割		4,400円
153万円	夫妻	8.5割		6,600円
	妻	8.5割		6,600円
168万円	夫妻	8.5割	5割	14,300円
	妻	8.5割		6,600円
180万円	夫妻	5割	5割	35,900円
	妻	5割		22,000円
211万円	夫妻	2割	5割	65,100円
	妻	2割		35,300円
250万円	夫妻			143,900円
	妻			44,100円

## ■ 医療費通知の送付を希望される方へ ■

- これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付しておりましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。
- 今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが、医療保険係までご連絡ください。
- ★ ご連絡の際には、被保険者番号のわかるものをお手元にご用意ください。
- ★ すでに「送付を希望する」旨ご連絡をいただいた方は、再度のご連絡の必要はありません。

当市では、住宅家賃など公共料金を納めない、相談もない、納付約束を守らないといった滞納者に対して、支払督促(賃料等請求事件)、契約解除と訴訟(建物明渡等請求事件)を行い、国税や地方税のように給与や預貯金、財産の差押えを進め、不平等解消に努めています。通常、市町村役場は、住宅家賃などの未払いが続くと裁判所に対して申立てを行い、以降簡易裁判所又は地方裁判所が債権者に代わって執行機関になります。これを代位執行と言います。裁判所は、支払督促や訴状を滞納者に送付し、以降市町村役場は債権者(原告)、滞納者は債務者(被告)となり、法廷において解決を図ります。さらに裁判になっても支払いが起きない、問題が解決されないなどの場合は、強制的に家財道具や自動車、財産を差押え、売却し、お金に換えていきます。これを換価処分と言います。当市では、きちんと納めている市民とそうでない市民の間にある不公平感がないよう住宅行政の運

**赤平市市税等収納向上対策本部**  
**住宅家賃の滞納整理と  
犬猫問題!**



営を図るため、未収金の整理を行っております。

また、犬猫等ペットの飼育が発覚した場合も滞納者の取り扱いは同様、契約解除や明渡裁判を行うことがありますのでご注意ください。

### ● 大家としての一言 ●

① 共同生活のポイントは、「近所の方と良好な関係を築くこと」にあります。

② 共益費はきちんと納めましょう。

「ゴミの出し方」にも注意が必要です。入居者は、お互いに協力し合い、トラブルにならないよう気をつけてください。

### ● 注意事項 ●

- ① 催告書や督促状、内容証明郵便が届くと法的な手続きを進めます。
- ② 納付約束(誓約履行)に支払いが滞ると裁判所に申立てを行います。
- ③ 契約解除の通知が届くと入居者ではなくなり、続けて建物の明渡裁判に移行します。

※ 特別な事情がある場合は、係まで速やかにご相談ください。

■ 問合せ 住宅係 ☎ 32-1820

【今月の納税】  
固定資産税都市計画税 第2期  
国民健康保険税 第1期  
後期高齢者医療保険料 第1期  
納期 8月2日(月)まで